

倒壊等の恐れがある危険な空き家の除去費用を補助

町では、倒壊等の恐れがある危険な空き家を除去する費用の一部を補助します。

補助対象となる空き家

次の全てに該当する空き家。

- ・ 抵当権などが設定されていない(全ての権利者が同意している場合を除く)
 - ・ 売買から1年以上が経過している
 - ・ 地方公共団体などによる他の補助金などの交付を受けていない
 - ・ 公共事業などによる補償を受けていない
 - ・ 同一敷地内において居住の実態がない
 - ・ 行政区の嘱託員が周辺の生活環境に悪影響を及ぼすと判断した
 - ・ 「空家等不良度判定」において一定の基準を満たしている など
- ※その他、令和6年2月29日(木)までに除去が完了する予定であることなど条件があります。

補助／申請について

| | |
|--------------|---|
| 補助対象者 | 個人である建物所有者 または相続人 |
| 補助金額 | 除去費の10分の9 (上限300万円) ※補助金交付申請書を先着順に審査し、予算の範囲内で交付決定します。 |
| 申請受付期限 | 11月30日(木) |
| 申請先・☎ | 危機管理課 ☎286-3210 |
| ※補助の条件や申請書など | 詳しくは、町ホームページ をご覧ください。 |



「益城町にぎわい活性化補助金」交付申請受け付け中

町のにぎわいを創出するため、「益城町にぎわい活性化補助金」の交付申請を受け付けています。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※補助金の交付申請は、各事業につき1回のみです。

募集期限 5月19日(金)午後4時 ※全事業共通

採択要件 採択された場合、令和6年3月29日(金)までに事業を完了すること。

にぎわい活性化事業／中心市街地活性化事業

対象事業 補助対象者自らが主催し、町で実施するにぎわいづくりに寄与する取り組み

※中心市街地活性化事業は、「益城町中心市街地活性化基本計画」記載事業に限る

対象者 町のにぎわいづくりに寄与する取り組みを行う個人、法人が団体(町内外は不問)。法人が団体の場合は、定款などの組織運営に関する定めを有することなどが要件

対象経費 取り組みや活動に使用する費用(会場使用料、印刷製本費、物品リース料など)

補助金額 対象経費の3分の2(上限100万円)

展示会等出展参加 PR 事業

対象事業 県外で開催される、販路拡大を目的とした展示会などへの参加

対象者 町内に本社か主たる事業所などがある事業者 など

対象経費 展示会などへの参加に使用する費用(出展料、展示装飾料、備品リース料など)

補助金額 対象経費の2分の1(上限20万円)

特産品開発事業

対象事業 町の特産品を開発または改良し、新しく商品化する事業

対象者 町内に本社か主たる事業所などがある事業者。町の農産物を主原料として開発に組み込む町外事業者 など

対象経費 特産品開発・改良に使用する費用(原材料費、印刷製本費、備品リース料など)

補助金額 対象経費の2分の1(上限50万円)

☎産業振興課 商工観光係 ☎289-8307

